

一般社団法人京田辺市文化協会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、一般社団法人京田辺市文化協会（以下「本協会」）と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を京都府京田辺市に置き、理事会の決議により場所を定める。

(目的)

第3条 本協会は、各種団体、各区・自治会及び個人の文化活動について支援し、京田辺市の文化の振興を図るとともに、その向上と発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本協会は、京田辺市民、並びに市内在勤在学者で構成し、本協会の目的に賛同する団体で組織する。

(1) 団体とは、サークル、各支部（区・自治会）をいう。

(事業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 各種文化行事の実施、支援に関すること。

(2) 文化団体の育成、援助に関すること。

(3) 各自治会、及び区の文化活動の推進と支援に関すること。

(4) 研修会、学習会、市民発表会、及び各サークル発表会等の開催に関すること。

(5) 市外文化団体との積極的な交流をはかる。

(6) 文化的な活動等を活性化し、多くの市民に広めていくため、積極的に広報活動を行う。

(7) その他、上記以外の文化活動に関すること。

(役員)

第6条 本協会に、次の役員をおく。

(1) 会長・・・・・・・・1名

(2) 副会長・・・・・・・・3名

(3) 会計・・・・・・・・1名

(4) 事務局長・・・・・・・・1名

(5) 事務局次長・・・・3名

(役員職務)

第7条 本協会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。と共に、事務局会を総括する。
- (3) 会計は、本協会の会計を担当する。
- (4) 事務局長は、本協会を運営するにあたり、会長の命を受け役員・事務局会を総括する。
- (5) 事務局次長は、副会長の命を受け事務局会の部会を総括する。

(運営委員)

第8条 本協会に、次の運営委員をおく。

- (1) 事務局員・・・・・・若干名
- (2) 連盟代表者・・・・・・各連盟代表 1名
- (3) 幹事・・・・・・各地域 1名

(運営委員職務)

第9条 本協会の運営委員職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局員は、本会の各種事業の企画・立案及び事務の処理にあたる。
- (2) 連盟代表者は、連盟を統括し本協会の運営にあたる。
- (3) 幹事は、支部を統括し本協会の運営にあたる。

(職員)

第10条 本協会に、次の職員をおく。

- (1) 事務員・・・・・・若干名
- 2 職員は、会長が任免する。

(会議の種類)

第11条 本協会は、次の会議をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 事務局会

(総会)

第12条 総会は、連盟代表者、サークル代表者及び幹事、支部長で構成する。次の事項について審議し、出席者の過半数をもって決する。

- (1) 事業活動報告
- (2) 決算報告
- (3) 次期役員選出
- (4) 新年度活動方針及び事業計画

- (5) 新年度予算計画
- (6) 規約及び細則の改廃
- (7) その他重要事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長及び事務局次長で構成し、本協会の運営並びに各種事業に関する事項を審議決定する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を役員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、役員及び運営委員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

(事務局会)

第15条 事務局会は、副会長が中心となり、本会の各種事業等を、次の三部会で企画・立案しそれを協議する。

- (1) 総務部会・・・本部事業及び広報活動に関すること。
- (2) 支部部会・・・自治会及び区の文化活動に関すること。
- (3) 連盟・サークル部会・・・各部門別の連盟・サークルの活動に関すること。

(役員等の選出)

第16条 本協会の役員及び運営委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、事務局長及び事務局次長は、役員会で推薦し、総会の承認を得なければならない。
- (2) 連盟代表は、各連盟で選出する。
- (3) 幹事は、各地域で選出する。
- (4) 事務局員は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第17条 本協会の役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 役員が任期中途で交替する場合は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第18条 会計は、会費の徴収、経費の支出等、本協会の経理を担当する。

- 2 会計は、監査による監査を受けた後に総会に報告をし、承認を得なければならない。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 経費は、会費、補助金、寄付金、助成金その他をもって充当する。
 - (1) サークル会員の会費は、年間1人500円（18歳未満は免除）とする。

(監査)

第19条 本協会に監事を2名おき、本協会の会計監査にあたる。

2 監事は総会で選任する。

(顧問)

第20条 本協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(表彰・感謝状)

第21条 本協会の発展に寄与した団体及び個人に対し、役員会の承認を得て、表彰または感謝状を贈呈することができる。

2 細部については、本協会表彰細則による。

(サークル登録)

第22条 本協会のサークルは、サークルの登録を受けなければならない。

2 細部については、本協会登録細則による。

(後援・協賛)

第23条 本協会所属の団体が事業を行う場合は、本協会の後援及び協賛を受けることができる。

2 細部については、本協会後援細則による。

(雑則)

第24条 この規約の他、本協会の運営について必要な事項は、会長が別に定め、役員会の承認を受け決定する。

附 則

1 この規約は、平成24年4月27日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、京田辺市文化協会会則（昭和38年12月14日施行）は、廃止する。

3 この規約は、議決の日から施行し、改正後の規約の規定は、平成28年4月1日から適用する。

4 この規約は、議決の日から施行し、改正後の規約は、平成29年4月1日から適用する。（一部改正）

5 この規約は、議決の日から施行し、改正後の規約は、令和2年4月1日から適用する。（一部改正）

6 この規約は、議決の日から施行し、改正後の規約は、令和3年4月24日から適用する。（一部改正）